

石川県公報

平成27年12月4日
第12857号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○都市計画事業の事業計画の変更の認可（水環境創造課）	3
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○予防接種を行う医師に係る公告（健康推進課）	3
○介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	1	○平成27年度石川県ふぐ処理資格者試験公告 (薬事衛生課)	3
○介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	4
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	○都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告 (都市計画課)	7
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2		
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

告 示

石川県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 慈豊会	加賀市大聖寺永町イ17番地	加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地	平成27年 11月1日

石川県告示第553号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 慈豊会	加賀市大聖寺永町イ17番地	加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地	平成27年 11月1日

石川県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 エイトコン サルタント	河北郡内灘町向粟崎2丁 目335番地10	ケアセンター華 居宅 介護支援事業所	河北郡内灘町大根布1丁 目98番地	平成27年 11月1日

石川県告示第555号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 エイトコン サルタント	河北郡内灘町向粟崎2丁 目335番地10	ケアセンター華 居宅 介護支援事業所	河北郡内灘町大根布1丁 目98番地	平成27年 11月1日

石川県告示第556号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	スケベ研究室 絶倫強化計画	オ ー ピ ー 映 画
〃	後家さんの秘密 私、この色艶が好き！	新 日 本 映 像
〃	特務課の罠 いたぶり牝囚人	オ ー ピ ー 映 画
〃	あぶない不倫 奥さんの前で	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年12月4日

石川県告示第557号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2016年1月号 (04333-01)	(株)ダブリュエスコレーション
〃	NaiNaiプレス北陸 2016年1月号 (06805-01)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年12月4日

石川県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 地	事業施行期間
羽 昨 市	羽昨都市計画下水道事業羽昨市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和61年11月25日から 平成34年3月31日まで

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
能 登 隆 元	県内全域	金沢市福久町ワ1番地1 医療法人社団千木福久会 福久クリニック
古 谷 直 生	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院

平成27年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成18年石川県条例第33号）第15条の規定により、平成27年度石川県ふぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

- (1) 学科試験
平成28年2月3日(水) 午前10時30分から正午まで
- (2) 実技試験
平成28年2月9日(火) 午前10時から
- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験
石川県庁行政庁舎 11階会議室
 - (2) 実技試験
金沢勤労者プラザ
金沢市北安江3丁目2番20号
- 3 出願に関する書類の受付期間
平成27年12月24日(木)から平成28年1月12日(火)まで(県の休日を除く。)とする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先
 - (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者
住所を管轄する県保健福祉センター
 - (2) 金沢市又は県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課
- 5 その他
詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢東店
金沢市高柳町二の5の2
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成27年7月24日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢直江店
金沢市直江町37街区1番地ほか75筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成27年7月24日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト七尾店

七尾市古府町か6番ほか26筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成27年7月24日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト小松本店・JACK小松東店(Cゾーン)

小松市打越町イ27、イ212

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成27年7月24日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェアモール松任
白山市幸明町304番地1ほか113筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成27年7月24日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 白山市
意見の概要 意見なし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成27年12月4日から平成28年1月4日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢本店
野々市市野代2丁目11番地ほか53筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成27年7月24日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成27年12月4日から平成28年1月4日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス羽咋宝達志水店、100満ボルト羽咋宝達志水店
羽咋郡宝達志水町二口へ2番地1ほか18筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成27年7月24日
- 3 市町の意見の概要
市町名 宝達志水町
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穴水ショッピングセンターパルス

鳳珠郡穴水町此木1字2番ほか168筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成27年7月24日

3 市町の意見の概要

市町名 穴水町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年1月4日まで

都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告

都市計画法に基づく公聴会の開催公告（平成27年11月13日付け石川県公報第12851号登載）による公聴会は、公述の申出がなかったため、開催しない。

平成27年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第147号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月4日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

880	市道片町1丁目線7号	金沢市片町1丁目12番26号先	大工町交差点方向から片町1丁目交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
-----	------------	-----------------	--------------------------	--------------	----

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表351、352、353、354、355、356、357、358、362、363及び364の項を次のように改める。

351	市道片町1丁目線3号	金沢市堅町48番地先	金沢市役所裏通り方向から河原町交差点方向への直進及び片町1丁目交差点方向への右折	車両	終日
352	市道片町1丁目線6号	金沢市片町1丁目4番1号先	河原町交差点方向から片町1丁目交差点方向への左折及び堅町交差点方向への右折	車両	12:00から 19:00まで
353	市道片町1丁目線6号	金沢市片町1丁目4番1号先	河原町交差点方向から片町1丁目交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	19:00から 翌12:00まで
354	市道片町1丁目線5号	金沢市片町1丁目12番6号先	市道片町1丁目線6号方向から堅町通り方向への左折	自動車及び原動機付自転車	19:00から 翌12:00まで
355	市道住居表示地区外2連区線3号	金沢市堅町12番地1先	円徳寺方向から片町1丁目交差点方向への右折	自動車及び原動機付自転車	19:00から 翌12:00まで
356	市道住居表示地区外2連区線3号	金沢市堅町12番地1先	円徳寺方向から堅町交差点方向への左折及び片町1丁目交差点方向への右折	車両	12:00から 19:00まで
357	市道住居表示地区外2連区線12号	金沢市堅町113番先	池田町方向から片町1丁目交差点方向への左折及び堅町交差点方向への右折	車両	12:00から 19:00まで
358	市道住居表示地区外2連区線12号	金沢市堅町113番先	池田町方向から片町1丁目交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	19:00から 翌12:00まで
362	市道住居表示地区外2連区線11号	金沢市堅町105番地先	池田町方向から片町1丁目交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
363	市道住居表示地区外2連区線10号	金沢市堅町89番地先	池田町方向から片町1丁目交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
364	市道住居表示地区外2連区線1号	金沢市堅町35番地先	あかねや橋方向から片町1丁目交差点方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第10(普通自転車歩道通行可)羽咋警察署管内の表に次のように加える。

83	国道415号	羽咋市兵庫町午 4 番地 6 先から 羽咋郡宝達志水町杉野屋れ之部18番地 1 先まで	終日	約3,500 メートル
84	市道257号	羽咋市柳橋町柳橋 1 番地先から 羽咋市土橋町北25番地先まで	終日	約800 メートル
85	市道257号	羽咋市土橋町北24番地先から 羽咋市柳橋町柳橋52番地先まで	終日	約800 メートル

